

写

滋 賃 審 第 2 0 号
令 和 5 年 1 1 月 1 日

滋 賀 労 働 局 長
小 島 裕 殿

滋 賀 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
会 長 平 井 建 志

滋 賀 県 ガ ラ ス ・ 同 製 品、セ メ ン ト ・ 同 製 品、衛 生 陶 器、
炭 素 ・ 黒 鉛 製 品、炭 素 繊 維 製 造 業 最 低 賃 金 の 改 正 決 定 に
つ い て (答 申)

当 審 議 会 は、令 和 5 年 8 月 23 日 付 け 滋 労 発 基 0823 第 2 号 を も っ て 貴 職 か ら 諮 問
の あ っ た 標 記 の こ と に つ い て、慎 重 に 調 査 審 議 を 重 ね た 結 果、別 紙 の と お り の 結 論
に 達 し た の で 答 申 す る。

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) ガラス・同製品製造業
- (2) セメント・同製品製造業（生コンクリート製造業及びコンクリート製品製造業を除く。）
- (3) 衛生陶器製造業
- (4) 炭素・黒鉛製品製造業
- (5) 炭素繊維製造業
- (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所
- (7) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,000円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

写

滋 賃 審 第 2 1 号
令 和 5 年 1 1 月 1 日

滋 賀 労 働 局 長
小 島 裕 殿

滋 賀 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
会 長 平 井 建 志

滋 賀 県 は ん 用 機 械 器 具 、 生 産 用 機 械 器 具 、 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業 最 低 賃 金 の 改 正 決 定 に つ い て (答 申)

当審議会は、令和5年8月23日付け滋労発基0823第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) はん用機械器具製造業
- (2) 生産用機械器具製造業（農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）建設用ショベルトラック製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 業務用機械器具製造業（事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業又はこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所に限る。）
- (4) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,013円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

写

滋 賃 審 第 2 2 号
令 和 5 年 1 1 月 1 日

滋 賀 労 働 局 長
小 島 裕 殿

滋 賀 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
会 長 平 井 建 志

滋 賀 県 計 量 器 ・ 測 定 器 ・ 分 析 機 器 ・ 試 験 機、光 学 機 械 器 具 ・
レ ン ズ、電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路、電 気 機 械 器 具、情
報 通 信 機 械 器 具 製 造 業 最 低 賃 金 の 改 正 決 定 に つ い て (答 申)

当 審 議 会 は、令 和 5 年 8 月 23 日 付 け 滋 労 発 基 0823 第 2 号 を も っ て 貴 職 か ら 諮 問
の あ っ た 標 記 の こ と に つ い て、慎 重 に 調 査 審 議 を 重 ね た 結 果、別 紙 の と お り の 結 論
に 達 し た の で 答 申 す る。

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業及び理化学機械器具製造業を除く。）
- (2) 光学機械器具・レンズ製造業
- (3) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (4) 電気機械器具製造業（電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (5) 情報通信機械器具製造業
- (6) (1)又は(2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (7) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による刻印、包装又は選別の業務
 - ハ 部品の組立ての業務のうち、卓上で行う軽易な組線、巻線、かしめ又は取付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,003円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

写

滋 賃 審 第 2 3 号
令 和 5 年 1 1 月 1 日

滋 賀 労 働 局 長
小 島 裕 殿

滋 賀 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
会 長 平 井 建 志

滋 賀 県 自 動 車 ・ 同 附 属 品 製 造 業 最 低 賃 金 の 改 正 決 定 に
つ い て (答 申)

当 審 議 会 は、令 和 5 年 8 月 23 日 付 け 滋 労 発 基 0823 第 2 号 を も っ て 貴 職 か ら 諮 問
の あ っ た 標 記 の こ と に つ い て、慎 重 に 調 査 審 議 を 重 ね た 結 果、別 紙 の と お り の 結 論
に 達 し た の で 答 申 す る。

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 自動車・同附属品製造業

(2) (1)に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所

(3) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 卓上で行う軽易な部品の組立て、刻印、選別、包装又はバリ取りの業務

ハ 手作業又は手工具若しくは小型機械を用いて行うシートベルトのウェビングの溶断又は縫製の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,016円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり